

## 11月12日～25日は

# 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。運動期間中は、運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国のランドマークを紫色に点灯する「パープル・ライトアップ」などのイベントを実施するなど、様々な取組が展開されます。皆さんもこの運動をきっかけに、一人ひとりが「女性に対する暴力」について、あらためて考えてみてください。



### 暴力は「身体的暴力」だけではありません

暴力とは、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけを指すではありません。身体を傷つけないでも、怒鳴る、無視するなど心理的に攻撃することや、生活費を渡さない又は外で働くことを制限して経済的に圧迫することも暴力です。また、嫌がっているのに性的な行為を強要するなど、性的な暴力もあります。

### 配偶者からの暴力（DV）の被害って多いの？



これまで結婚したことのある人のうち、配偶者などから「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」といった暴力を繰り返し受けた経験があった人は、女性で10.3%、男性で4.0%という結果があります。また、配偶者から一度でも暴力を受けたことのある人を含めると、女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は配偶者から被害を受けた経験があるということになります。（内閣府男女共同参画局 令和2年度調査）

### 被害を受けたら、どこに相談すればいいの？

配偶者の暴力を受けながらも、被害にあった女性の約4割、男性の約6割は、「相談するほどなことではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ我慢すればいい」などと考えて、誰にも相談していないことが分かっています。しかし、暴力は、いかなる理由であっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。まずは、身近な窓口にご相談して下さい。どこに相談したらいいかわからない場合は、内閣府の「DV相談ナビ（#8008）」または「DV相談+（プラス）（0120-279-889）」をご利用ください。全国どこからでも相談することができます。

宇陀市においても、毎月第4水曜日に「DV相談」窓口を開設しています。

一人で悩まないで相談して下さい。（電話予約 82-2147）

<p>聞かせてほしいな</p>	<p>DVや性暴力で悩んでいる方へ 年齢・性別を問わず相談できます。</p>	<p>デートDV、性暴力、 ひとりで悩まないで。</p>	<p>話してもいいのかな</p>
-----------------	--	----------------------------------	------------------

女性に対する暴力をなくす運動  
11月12日～11月25日

宇陀市人権啓発活動推進本部